

①プリントして応募…応募用紙に必要事項を記入し、作品の裏に貼つて、くらしいき課へ郵送か持参
②データでの応募…USBメモリ、SDカード、DVD、CD



あらお花風景写真コンテスト

作品は多くの人の目に留まる場所に展示し、入選者には素敵なプレゼントを用意しています。奮ってご応募ください。

●テーマ 市内の美しい花のある風景
●募集部門 【A】ガーデニング・プランター部門
丹精込めて手入れされた自慢のお庭やプランターの写真
【B】ネイチャーフォト部門
市内の花のある自然や風景
●作品要件 令和元年9月1日(日)～令和2年8月31日(月)の間に市内で撮影されたもの。
・撮影者本人による応募でオリジナル作品。
・サイズは2L判で、カラー・モノクロはどちらでも可。ただし、極端な加工は不可。
●応募方法 4月1日(水)～8月31日(月)

花のまちづくり推進事業を活用しませんか

作品は多くの人の目に留まる場所に展示し、入選者には素敵なプレゼントを用意しています。奮ってご応募ください。

●注意事項 いづれかにデータを入れ、くらしいき課へ持参
・応募用紙は、市内の公共施設か市ホームページから取得できます。
・応募された作品は返却しません。
・応募者と被写体やその関係者などとの間で、紛争・損害が生じたとき、市は一切の責任を負いません。
・他の注意事項はお問い合わせください。
■「あらお花風景写真コンテスト」
参加者のがけがをした場合、指導者やスタッフなどが、市民活動中に他人にかけがをさせたり、他人の物を壊したことは対象になります。
※病気などは対象外ですが、活動に伴う熱中症や食中毒は対象になります。

●対象 地域社会活動などの市民活動を安心して行えるように、万が一の事故やけがが起きた場合は「市民活動補償制度」をご活用ください。
●次のような場合に保険が適用されます
・市民活動の指導者・スタッフ・参加者がのがけがをした場合
・指導者やスタッフなどが、市民活動中に他人にかけがをさせたり、他人の物を壊したことは対象になります。
※スポーツ活動の参加者は対象になりません。

●対象となる活動 市民活動団体が行う継続的または計画的な公益性のある活動（除草活動、防犯活動、祭りなどの地域おこしイベント、高齢者や障がい者などの支援活動、レクリエーション大会など）

●対象にならない活動 自主的に構成された當利を目的としない市民活動団体（地区協議会、元気づくり委員会・町内会、ボランティア団体など）で、規約などを定めている団体

※スポーツ活動の参加者は対象になりません。

※受取・運搬・組立・返却は使用する団体で行つてもらいます。

※受